

建設工事入札参加資格審査申請書

※行政庁記入欄（申請者は記入しないこと）

申請区分

新規 継続

受付番号

令和 07 年 01 月 14 日

令和7・8年度において、三観広域行政組合で行われる建設工事に係る入札参加資格の案本を申請します
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違し

法人の種類は次の略号で記入すること。（個人企業は略号記入無）
(株):株式会社 (有):有限会社 (資):合資会社 (名):合名会社
(同):協同組合 (業):協業組合 (企):企業組合 (財):財団法人

資格審査申請先の長

三観広域行政組合 管理者 山下 昭史 宛て

必ず片面コピー!

申請者

商号・名称カナ

スズキグミ

濁点のあるカナは1文字で記入。以下同じ

商号・名称

(株) 鈴木組

※法人の場合、(株)〇〇組等と記入し、この場合括弧は1文字分として扱ってください。

法人・個人

1 1 法人 2 個人

代表者役職は次の略号で記入すること。

代表者役職

代表取締役

代表取締役、取締役、無限責任社員、代表社員、代表理事、理事長、管財人、代表執行役、代表者 ※個人の場合は代表者と記入してください。

代表者氏名

鈴木 太郎

印

※姓と名を1文字分空けてください。

郵便番号

760-8570

所在地

香川県高松市番町4-1-10

※都道府県名から記入してください。県内企業も香川県から記入し、「丁目」「番」「号」については「ハイフン」を使用してください。また「大字」「字」の表記は省略し、ビル名も記入する必要はありません。例 香川県高松市番町4-1-10 以下同じ要領

TEL

087-832-3507

※例:087-831-1111

FAX

087-832-3508

※例:087-831-2222

許可番号

1 (1 香川県 知事 2 国土交通大臣) 第 001234 号 ※許可番号は右詰で記入し、空カラムは0を記入

許可年月日

平成 23 年 06 月 09 日 ※業種追加、般・特両方保有の場合等により、許可年月日が異なる場合は最も古いものを記入
令和 23 年 06 月 09 日 ※該当する元号に〇を記入してください。

※1桁の場合、06、09等と記入してください。例：平成23年6月9日→平成23年06月09日 年月日の記入については以下同じ要領

法的再建手続

1 1 無 2 有 (1 会社更生法 2 民事再生法) 申立日 平成 年 月 日
令和 年 月 日
計画認可日 平成 年 月 日
令和 年 月 日

経審査基準日

令和 06 年 06 月 30 日

※審査基準日が令和5年10月1日～令和6年9月30日（県内）、令和5年9月1日～令和6年8月31日（県外）までのものを記入してください。

経審査結果通知書

1 1 受領済 2 請求中

従業員数

40 人 ※会社全体（本社・営業所）の従業員数を記入してください（R6.12.1現在のもの）。

担当者

※この申請内容の全てを説明できる者としします。なお、連絡先部課名は所属営業所名から記入してください。例：本社総務部総務第2課、大阪支店営業部建設課

連絡先部課名

本社総務部建設第2課

連絡先担当者名

香川 建

部課がない業者は、法人の場合は本社又は本店と記入し、1文字分空けてください。
個人の場合は本店と記入してください。

連絡先TEL

087-832-3507

連絡先の

a b c d e f g @ h i j k . j p

E-MAIL

E-MAILアドレスを保有していない場合は記入する必要はありません。

行政書士

※行政書士が代行する場合に必要。行政書士が記入してください。

※姓と名を1文字分空けてください。

行政書士名

高松 次郎

職印

所在地

香川県高松市林町2217-15

TEL

087-868-9905

申請営業所調書

※行政庁記入欄（申請者は記入しないこと）

申請区分 新規 継続	受付番号
---------------	------

営業所

営業所(1)

1

郵便番号

7 6 8 - 0 0 6 7

TEL・FAX

TEL 0 8 7 5 - 2 5 - 3 2 0 4

FAX

0 8 7 5 - 2 4 - 2 6 0 2

所在地

香川県観音寺市坂本町1-1-7

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

スズキグミ サンカンエイギョウシヨ

※商号・名称カナを記入した後、1文字空けて、支店・営業所カナを記入してください。例：スズキグミ サンカンエイギョウシヨ

支店・営業所

(株)鈴木組 三観営業所

※商号・名称を記入した後、1文字空けて、支店・営業所を記入してください。例：(株)鈴木組 三観営業所

受任者役職

営業所長

受任者氏名

三観 三郎

※姓と名を1文字分空けてください。以下同じ要領

受任者役職は「営業所長」、「支店長」等できるだけ簡潔に記入してください。

営業所(2)

2

郵便番号

TEL・FAX

TEL

所在地

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

※商号・名称カナを記入した後、1文字空けて、支店・営業所カナを記入してください。例：スズキグミ サンカンエイギョウシヨ

支店・営業所

※商号・名称を記入した後、1文字空けて、支店・営業所を記入してください。例：(株)鈴木組 三観営業所

受任者役職

受任者氏名

建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合には、本様式に、委任する営業所の情報を記入したうえ、申請業種等調書(B)を作成してください。

営業所に上記権限を委任しない場合、本様式を作成する必要はありませんので、入札参加資格審査申請書を作成後、申請業種等調書(A)を作成してください。

必ず片面コピー！

※市記入欄（申請者は記入しないこと）

申請区分 新規 継続	受付番号
---------------	------

(注意！)

支店・営業所カナ、支店・営業所については、この記入例のように商号名称を記入したうえ、1文字空けてから支店・営業所を記載してください。

[三観広域行政組合に対して申請する業者の方へ]

①三観広域行政組合の場合、上記権限を委任できる営業所(支店)の数は2つまでとします。

(上限の例1)

本社は直接契約を行わず、土木一式については大阪支店に、建築一式については広島支店に権限を委任する場合、この場合、本様式には大阪支店と広島支店を記入します。

②ただし、当社が一部の申請業種についてのみ営業所に権限を委任する場合は、委任できる営業所数は1つとします。

(上限の例2)

土木一式については当社が直接契約を行い、建築一式については名古屋支店に権限を委任する場合、この場合、当社情報は入札参加資格審査申請書に記入していますので、本様式には名古屋支店のみを記入します。

申請業種等調書 (A)

※行政庁記入欄 (申請者は記入しないこと)

受付番号

受任営業所を有しない業者用

必ず片面コピー!

(申請業種)

業種名	申請業種 ○を記入	県内在住の資格者※	
		1級	2級
土木	○	1	0
建築	○	2	1
大工			
左官			
とび			
石			
屋根			
電気			
管			
タイル			
鋼構			
鉄筋			
ほ装 ※	○	1 0	1 1
浚渫			
板金			
ガラス			
塗装			
防水			
内装			
機器			
熱絶			
電通			
造園	○	0	0
さく井			
建具			
水道			
消防			
清掃			
解体			

申請業種について、技術者がいない場合は必ず0を記入

「解体工事業」は、令和元年6月1日以後、建設業許可が無いと入札には参加できません。

※県内在住の資格者 : 香川県内の本店・営業所で建設業に従事する資格者の人数を記入 1級=1級土木管理技士、1級建築士等 2級=登録基幹技能者、2級土木施工管理技士、2級建築士、第1種電気工事士、1級技能士等

※ほ装工事 : ほ装工事を申請する場合、舗装施工管理技術者(R6.12.1日現在において香川県内の本店・営業所において建設業に従事する有資格者数)を級別に下段に記載すること。

申請業種等調書 (B)

※行政庁記入欄 (申請者は記入しないこと)

受付番号

受任営業所を有する業者用

必ず片面コピー!

申請業種について、技術者がいない場合は必ず0を記入

(申請業種)

営業所名	業種名	申請業種 ○を記入	県内在住の資格者※	
			1級	2級
三観営業所	土木	○	1	0
三観営業所	建築	○	2	1
	大工			
	左官			
	とび			
	石			
	屋根			
	電気			
	管			
	タイル			
	鋼構			
	鉄筋			
本社	ほ装 ※	○	1	1
			0	1
	浚渫			
	板金			
	ガラス			
	塗装			
	防水			
	内装			
	機器			
	熱絶			
	電通			
三観営業所	造園	○	0	0
	さく井			
	建具			
	水道			
	消防			
	清掃			
	解体			

本社または申請営業所調書で記入した営業所名を記入します。申請営業所調書に記入していない営業所を記入することはできません。

申請する業種の欄に○を記入するとともに、左端の営業所名の欄に、その業種に関し、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う営業所名(本社を含む。)を記入してください。(同一業種について、営業所間の重複は認められませんのでご注意ください。)
これは、舗装については本社が直接契約を行い、土木一式、建築一式、造園については三観営業所に契約締結権限を委任する場合の申請例です。

「解体工事業」は、令和元年6月1日以後、建設業許可が無いと入札には参加できません。

※県内在住の資格者

香川県内の本店・営業所で建設業に従事する資格者の人数を記入 1級=1級土木管理技士、1級建築士等 2級=登録基幹技能者、2級土木施工管理技士、2級建築士、第1種電気工事士、1級技能士等

※ほ装工事

ほ装工事を申請する場合、舗装施工管理技術者(R6.12.1日現在において香川県内の本店・営業所において建設業に従事する有資格者数)を級別に下段に記載すること。